3　前二項の「ストレスシナリオの選定基準」とは、次に掲げるものをいう。
一　過去の市場流動性ストレス期に観察又はそれに準じた合理的な方法によって入手した情報に基づくものであること。
二　過去の市場流動性ストレス期のうち、基準日のデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に係るシナリオ法による時価変動時所要追加担保額が最大となる三十日間の金融指標その他指標に基づくものであること。
三　デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を反映するために十分な金融指標その他指標が含まれていること。
4　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。
一　ストレスシナリオに基づくデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を十分に反映していること。
二　ストレスシナリオに基づく時価の変動を十分に反映していないデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に対しては、保守的な方法により計算が行われていること。
5　第一項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
一　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の妥当性が、継続的に検証されること。
二　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
三　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。
四　シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

（使用の継続）

第三十九条　商工組合中央金庫又は連結子法人等がシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いる場合には、第十八条の資金流出額の計算において、継続的にシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を使用することとする。
2　前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫又は連結子法人等は、合理的な理由が存在する場合に限り、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の使用を中止することができる。
3　第一項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫又は連結子法人等は、前条第三項から第五項までの基準を満たさなくなった場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の使用を中止することとする。

（格下げ等に伴う資金流出額）

第四十条　第三十四条第三号に掲げる「格下げ等に伴う資金流出額」とは、格下げ時資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。
2　前項の「格下げ時資金流出額」とは、ダウングレード・トリガー条項（格付機関が商工組合中央金庫又は連結子法人等の債務者信用力格付その他の基準を引き下げた場合又はそれに準ずる事象が発生した場合に、取引相手方に対する追加担保の差入れその他を行う義務を定めた条項をいう。以下この項において同じ。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等その他の取引について、債務者信用力格付の三段階の格下げその他のダウングレード・トリガー条項に定める基準の変動があった場合に、商工組合中央金庫又は連結子法人等が取引相手方に対して支払わなければならない金銭その他これに準ずるものの額（当該契約に基づき、追加担保の差入れが求められる場合又は受入担保に対する商工組合中央金庫又は連結子法人等の再担保権（担保として受け入れた資産を第三者に担保として差し入れる権利をいう。）が制限される場合における当該担保の額を含む。）の合計額をいう。

（担保の価値変動に伴う資金流出額）

第四十一条　第三十四条第四号に掲げる「担保の価値変動に伴う資金流出額」とは、担保価値変動時資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。
2　前項の「担保価値変動時資金流出額」とは、追加担保提供条項（デリバティブ取引等に関して取引相手方に差し入れた担保の価値が減少した場合に、取引相手方に対して当該減少分に相当する担保を追加で差し入れる義務を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を差し引いたものを取引相手方の別（分別管理された勘定に対して担保を差し入れている取引については、契約に基づき相殺が可能な勘定の別）に合計した額で、零を下回らない額の合計額をいう。
一　基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている担保のうち、レベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に二十パーセントを乗じて得た額（ただし、基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている担保の担保掛目適用額が、デリバティブ取引等の契約に基づき差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額を上回る場合には、当該額から、基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れているレベル1資産に該当するものの担保掛目適用額とレベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に八十パーセントを乗じて得た額との合計額を差し引いた額で、零を下回らない額とする。）
二　基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保（第十五条第四号に掲げる要件を満たすものに限る。）のうち、レベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に二十パーセントを乗じて得た額

（超過受入担保に係る資金流出額）

第四十二条　第三十四条第五号に掲げる「超過受入担保に係る資金流出額」とは、超過担保受入額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。
2　前項の「超過担保受入額」とは、基準日時点でデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の契約に基づき取引相手方から受け入れている担保の担保掛目適用額から、商工組合中央金庫又は連結子法人等に対し基準日時点で取引相手方が差し入れることが義務付けられている部分に相当する額を差し引いた額で、零を下回らない額の合計額をいう。

（未提供担保に係る資金流出額）

第四十三条　第三十四条第六号に掲げる「未提供担保に係る資金流出額」とは、未提供担保の額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。
2　前項の「未提供担保の額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の契約に基づき取引相手方に対して差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額のうち、商工組合中央金庫又は連結子法人等が基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れていない部分に相当する額の合計額をいう。

（受入担保の差替えに伴う資金流出額）

第四十四条　第三十四条第七号に掲げる「受入担保の差替えに伴う資金流出額」とは、担保差替可能額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。
2　前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、商工組合中央金庫又は連結子法人等の同意を得ることなく、商工組合中央金庫又は連結子法人等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能である資産が同表の中欄に掲げるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。